

福 井 県 医 師 会

だより

第567号 平成20年(2008)9月



炎 華 福井市 吉村 信

表紙写真説明：炎華

福井市 吉村 信

昨年8月の日曜の午後、旧ピアの横を通りかかると、車の右手から鮮やかな朱色の一角が目飛び込んできた。車を停めてみると、廃業した町工場の敷地に手入れされぬまま放置された夾竹桃が、湿気が多い環境が幸いしたのか、伸び放題に伸び、三階建てに匹敵する高さに生長したものであった。灼熱の太陽に映える、天上から流れ落ち来る朱の滝の如き炎華は、植物の生命力そのもので、凄まじい迫力に圧倒され、シャッターを切り続けた。先日、付近を訪れたが、工場跡を含めた一帯は新地化され、夾竹桃もその姿を消していた。昨夏の花は、最期を予感した夾竹桃が全力を振り絞って咲かせた一世一代のパフォーマンスであったのであろうか。

廃屋に狂い咲き乱る夾竹桃

## 醫 縫 録

# 今の眼科医療を巡る諸問題

## — 特にコンタクトレンズ診療について —



福井県眼科医会 会長 原 和 彦

現在の眼科医療において、コンタクトレンズ診療を巡る諸問題は出口の見えない泥沼化したテーマとなりつつある。14～5年前より、医療用具であるコンタクトレンズ（以下CLと略する）を営利目的の商品として扱うCL量販店ならびに量販店に附属するCL処方専門のCL診療所が世間に進出し、国民の目の健康障害や診療報酬に絡む高額な医療費など様々な問題の元凶となってきた。この問題に関しては3年前に前福井県眼科医会会長の島本先生が、当時施行された薬事法改正に絡んで詳細に本誌に寄稿されているが、その後にも新たな動きが出ているので、ここで述べてみたい。

3年前の薬事法改正によりCLはクラスⅢの高度管理医療機器となり、確かに量販店による派手な新聞チラシ等の広告活動は幾らか自粛されたように思う。しかし基本的な問題である非医師による医療行為、あるいは非眼科医による不適切なCL処方や不十分な装用指導による目のトラブルは後を絶たず、非対面販売であるインターネット販売も規制されず、根本的な問題は解決されていない。それどころか新たな問題も噴出してきている。

その後も残された問題として、CL量販店附属のCL診療所による不当な診療報酬請求がある。CL販売だけなら知事の許可にて可能であるが、CL処方の為の検査は医療行為であり、医師の存在がなければ医師法違反となる。従ってCL量販店はCL診療所を併設しそのほとんどが非眼科専門医を雇い入れ高額の診療報酬請求を行い、CL量販店の収入源、CL廉価販売の資金源ともなっているようである。ご存じのように日本の総医療費に占める各科の医療費の割合はある程度決まっており、このような本来非眼科医である即席のCL診療所に眼科医療費のかなりの部分を持って行かれ、しかもそれが営利企業であるCL量販店に利用されるのは、何とも許し難いことと我々眼科専門医は受け止めている。

このことについて日本眼科医会は厚労省と根気

強く折衝を行ってきたが、平成18年の診療報酬改定で厚労省が打ち出してきた奇策が、一般眼科診療所とCL専門診療所を、CL検査を行ったレセプト数の割合で区別化し、「コンタクトレンズ検査料」というマルメ点数を創り両者間の点数に大きな差を設ける、というものであった。つまりCL検査の割合の著しく高い診療所はCL診療所と見なし、CL検査料を低い点数でしか請求できなくする、といったものであった。これは結構マトを得た良策であったようで、これが施行された後、著しい減収に見舞われたCL診療所が全国で何件も閉院したそうである。ところが一部のたくましいCL診療所は、自己申告であるCL診療の割合を不当に低く申告したり、CL検査料を請求すべき受診者に通常の検査項目で請求したり、といった不当な行為を続けたようである。これに対しても厚労省は個別指導や監査といった厳しい態度で望み、成果を上げてきている。

しかし、厚労省のねらいはCL診療所への締め付けだけではなく、一般眼科診療所も含めた医療費抑制に最大の目的があったようだ。CL検査料というマルメ点数は、それ自体が一般眼科診療所にとってかなりの減収となるものだが、その上にCL装用の為の検査を一旦行った患者は、どんなに受診間隔があいても同一診療所では初診料が算定できない、という縛りがついたために、非常に大きなマイナス査定となったのである。大岡越前の三方一両損ではないが、厚労省側の言い分は、不当なCL診療所を締め付けるには一般眼科診療所もある程度の痛み分けを受け入れなさい、といったところであろうか。今後も眼科医療費が国民の目の健康維持、増進のために健全に使用される医療環境を目指し努力を続けたい。